

1976/2/4

### 反ユダヤ主義に関する回答

- 国家の制度および権力のメカニズムの一定の分析がどのように出現したかを検証すること
- ・ 社会は、単に完全に区別されたというだけでなく、相互に対立する二つの全体から構成されている
  - 身分ピラミッドやヒエラルキーによって構成されているのではない
  - まとまった統一的な有機体を構成しているわけでもない
- 二つの全体の間にある対立＝恒常的な戦争の関係／見かけ上は平和な体裁をとる
  - 反乱や革命の希望や要求や政治と結びつくものなのかを示したい
  - ≠人種差別主義、人種差別主義の歴史
- 権力関係のこうした政治的分析は、宗教問題とは干渉しない
  - 反ユダヤ主義の問題・中世の反ユダヤ主義の問題を取り上げなかった理由
  - 反ユダヤ主義は、国家の人種主義において再利用されたということが、19世紀の諸現象を引き起こしたので講義内で提示されただけ

### ホッブズにおける戦争と主権 p89, L15

- ホッブズ：
  - ・ 一見、戦争関係を権力関係の基礎と原理に据えたような人物に見える
  - ・ リヴァリアサン（国家を構成する主権者）誕生の背景には、「万人に対する万人の戦争」があるとされる
  - ・ 国家の形成後も戦争の脅威はあり、戦争はそこに存在しているとされる
  - 国家に先立つとされ国家が原理的には終わらせることになっている戦争とは？：Q1
  - 戦争こそが国家を生んだという事実が、国家の形成に与える影響とは？？：Q2
- Question 1. 国家の形成の始原に描き出す戦争とは何か？（p91, L17）
  - ・ 戦争とは、非差異あるいは不十分な差異の直接的な結果／平等という存在条件（エレメント）において展開
    - 際立った自然的差異があるとすれば戦争は起こらない
    - 自然の未分化状態は、不安定やリスクや偶然事のもとであり、双方から対決の意志を生み出す：原初的な関係における不確実性がこうした【戦争状態】を生み出す
  - ・ 【戦争状態】表象、意思表示、記号であり、誇張され策略にみちた虚偽の表現で、戦闘も血も死体もない。
    - ① 計算された表象：私は相手の力を表象し、相手は私の力を表象する：強くみせようとしあう・腹の探り合い？
    - ② 誇張的で際立った意思の表明：戦争をする用意が整っており、戦争を放棄するつもりはないと示す
    - ③ 相互に交錯した威嚇の戦術：相手に自分自身の力に疑問を持たせ、戦争を諦めさせるよう振る舞う
  - 生きた個々人が互いにおさぼり食い合う獣のような野蛮状態は、ホッブズによる戦争状態の第一の性格として現れることはない
  - 自然にもとづいて平等的なものとされるライバル関係が繰り広げられる一種の無限外交
  - 戦争状態で焦点となっているのは、力そのものではなく、十分に実効的な意志／表象と表明のシステムを供え持つ意志

- Question 2. なぜ、まさしく戦争をしないための表象のゲームである状態が、大文字の国家／リヴァイアサン、主権を生むのか？ (p93, L12)
    - ・ 2種類+1の主権を区別することで回答 (ホッブズ)
      - I. 設立による国家 (コモン・ウェルス) / 制定による主権
        - ・ 戦争状態における人々の決定：誰かに彼らを全体的かつ完全に代表 (= 表象) する権利を与える
          - 個々人に属する何かを譲渡または委任する関係ではない
          - 主権者は彼らの前権力を手中にして、じっさいに彼らの代わりにいるということになる：「このように構成された主権は全員の人格をになう」
      - II. 獲得による国家 (コモン・ウェルス) / 獲得による主権
        - ・ 本物の戦争→勝者と敗者が生まれる→敗者がとりうる選択肢は二つ
          - 敗者が勝者に反乱を起こす (戦争の再開)
          - 生と服従：主権を再構成した、ということ
            - 恐怖の放棄、死よりも自分の生を望むという意志こそが主権を打ち立てる
      - III. 子どもを母親に結びつける主権
        - ・ 欲求や鳴き声や恐怖などの表明以外には自分の意志をのべるまでもなく、子どもは自発的に母親に服従し、母親が命じるとおりに行動する
          - 子共は母親に依存：母親は子供に対して主権を行使していることになる
        - ・ 母親の主権への子供の同意は敗者たちによる敗北の暮れ方における同意と同一
  - **主権が存在するためには、他者の意志なしには生きられないときでさえ生きたいと願う、ある種ラディカルな意志が存在することが必要でありかつそれで十分**
- 主権は常に下から、恐怖に怯えるひとびとの意志によって形成される
  - ・ ホッブズは、戦争を、戦争の事実を、戦闘において実際に顕現する力関係を、主権の形成とは無関係なものとする
  - ・ 主権の形成は戦争を知らない。戦争があるかないかにかかわらず、この主権は同じように成立する
- 真に国家を生み出すのは戦争ではない
- 
- ホッブズの言説は誰に向けられているのか？ (p97, L15)
    - ・ 政治闘争において歴史の知を機能させるある種のやり方：同時代の闘争における一定の**歴史的知**の政治的利用
    - ・ **歴史の言説**および政治の実践における、この征服の問題の使用
      - 当時のイギリスで国家を分裂させていた国内闘争の中での言説
  - その解消として、契約と主権の言説・国家の言説を語る

「あなた方がそれを望んだのだ。…征服の果てには、あなた方が見出すのはそれでも依然として契約であり、臣下たちの怯えた意志なのだ」
  - ・ **戦争と征服の背後に契約を位置づけなおし、そうすることで国家の理論を救い出した**  
→ご褒美としての政治哲学元老★

- ホッブズが『リヴァイアサン』を以て対抗した言説が、本質的次元と政治的激しさを伴ってイギリスに現れたのは、二つの現象の結合の結果と思われる
  - ① 絶対王政と貴族に対するブルジョワジーの早い時期からの政治闘争
  - ② 何世紀も前から広範な庶民階層にまで浸透していた征服による古くからの分裂という歴史的事象にかかわる意識

イギリスにおける征服——ウィリアムによるノルマン人の征服 <sup>1</sup> ——の存在	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イギリス王はノルマン人による征服の権利の後継者とみなしてきた</li> <li>・ 司法文書や訴訟手続きはフランス語で行われた：自分たちの言語で自分たちを法的に守ることができない人々の「言語的苦悩」                     <ul style="list-style-type: none"> <li>「われらは自分たちのものである司法を欲する。われらの言語で書かれ、王の法規に対立する、この共通の法律から出発して下から統一された司法をだ」</li> </ul> </li> </ul>	
二つの異質な伝説集合の存在	
サクソン人 <sup>2</sup> の物語：民衆説話	ノルマン王たちの宮廷で発達した貴族的でほとんど君主制的な説話集合：アーサー王 <sup>3</sup> 物語 <ul style="list-style-type: none"> <li>- サクソン人のものではない物語。サクソン人の民衆文化の層の下にノルマン人たちが発見した旧ケルト伝説が復活</li> </ul>
いくつもの反乱の歴史的記憶	

- ・ 大きな社会的対立を、ひとつの民族（＝人種）の別の民族（＝人種）に対する征服と支配の歴史的形式としてコード化することをゆるす一連の要素があった
  - 政治的、経済的、法的な対立は非常に容易に分節化されコード化され、民族（＝人種）の対立の言説へ姿を変えやすかった
- 人種論は言説的であると同時に政治的なある種の道具、一方にも他方にもそれぞれに固有の説を表明することを可能にしていた道具であった
  - 絶対王政の様々な立場にも、議会派や議会主義者の中にも、水平派や開拓派にも見出せる
- 王の言説
  - ・ ジェームズ1世<sup>4</sup>：王権神授説の進学・政治理論に基づき、イギリスを「所有」した
    - イギリスのすべての土地はノルマン人とノルマン人の長＝王のものにされた
    - 司法はノルマン人が制定した、当然ノルマン人のためのものだ
  - ・ とても奇妙なしかし非常に重要なアナロジー（ブラックウッド）
    - ウィリアム征服王とカール五世<sup>5</sup>のあいだに平行関係

<sup>1</sup> [https://www.y-history.net/appendix/wh0601-114\\_1.html#wh0601-115\\_0](https://www.y-history.net/appendix/wh0601-114_1.html#wh0601-115_0)

<sup>2</sup> アングロ＝サクソンのこと（厳密にはアングロ人、ジュート人、サクソン人の総称）。ノルマン人たちと戦って敗れた。アングロ＝サクソン族もかつてケルト民族を駆逐した。ノルマン・コンクエスト以前は、七王国時代を築き、一時期デン人の支配下にあった。

<sup>3</sup> 6世紀ごろ、サクソン人のブリテン島の侵入を防ごうと戦ったという伝説・伝承

<sup>4</sup> 幼くしてスコットランド王ジェームズ6世となり、のちエリザベス1世のあとをうけて、イングランド王ジェームズ1世となる。王権神授説を信奉、議会を無視して対立を深め、特権承認に独占権を与えて財政を補った。宗教的にもピューリタンへの弾圧をとる。（次男・チャールズ一世が清教徒革命で処刑される）

<sup>5</sup> 16世紀前半の神聖ローマ皇帝。この時代、マゼランの世界周航、コルテス、ピサロによるアメリカ大陸文明の征服がおこなわ

「カール五世がアメリカに関して行ったことを、われわれもまったく同じことをしていたのだから、まったく正当とみなすのだが、それと同じことをノルマン人はイギリスで行ったのだ」

- ・ 西欧に持ち帰られた一連の植民地モデルによって、西欧は自分自体に対しても、植民地化、内なる植民地主義のようなものを実行することになった
- 議会派の言説（ホップズに極めて近い）
- ・ ウィリアム征服王とその正当性を主張
  - ハロルド<sup>6</sup>はすでに自分はイギリス王にはならない、王座を譲るか、ウィリアムがイギリス王の座につくことを受け入れると誓っていた
  - ウィリアムはイギリスの征服者ではなく、権利の継承者であった
    - ・ 征服の権利ではなく、あるがままのイギリスという王国の権利
    - ・ サクソンの政体の法律自体によって限定を受けた主権の継承者：ウィリアムの王政を正当化するものは、同時に彼の権力を制限するもの
- ・ もしも「征服」であったならば、戦闘が終わったその夜にでも皆殺しにされていたはず
- ・ ノルマン人たちを虐殺しないということによって、サクソン人たちはウィリアムの王政を有効なものとして認めていた
- 「イギリス人がウィリアムを征服したのだ」：サクソン人の権力をノルマン人の王に移譲した後になって、真の征服（一連の権利剥奪や収奪、権利濫用）が始まった→「ノルマン主義」
  - ノルマン主義に対抗して、ノルマン人王政と結びついたこれらの権力濫用に反対して、サクソンの伝統の真たる継承者たる議会の諸権利を認めさせることになった
- ・ 古いサクソン法：自然状態にある人間理性の表現そのものとして描かれ特徴づけられる、人間理性に近い見事な法：サクソン国家は完璧な国家だった
- ノルマン王政により認知されていたと想定されるこのサクソン法のユートピアが、議会派が制定しようと願う新しい共和国の法的基盤になるべきであるとされた
- 水平派や開拓派等の言説
- ・ 確かに征服があったのであり、そこから出発すべき
  - この敗北とこの征服は司法の出発点などではまったくなく、貴族や所有制度等を印づけるあらゆる法律やあらゆる社会的差異を無効にする司法の不在の状態の出発点であると考えなければならない
  - 法律は、権力の制限などではなく、権力の道具である
- 革命の第一の目標は、ノルマン征服以後のすべての法律の廃止
- 第二は、貴族とその他の人民とを対立させるすべての差異を廃止
  - 貴族および王と人民には保護の関係があるのではなく、横領と盗みの関係がある。
  - すべての所有関係は征服の事実によって全面的に無効とされるべき
- ・ 政府、法律、所有制度が敗北の継続でしかないということは、絶えず起こされてきた人民による反乱によって示されている
- ・ 戦争の常なる顔は法であり権力であり、政府である
- 法から自由になり、戦争には戦争で応ずるべき：ノルマン権力に対し徹底的に内戦を貫くべき

れる。

<sup>6</sup> ノルマン・コンクエスト以前の最後の王・エドワード懺悔王の息子。ハロルドは、1064年に難船して救助された際に自身の継承権をギョーム2世（ウィリアム1世のこと）に譲る約束をしていたらしい。

- 水平派の言説はその後いくつか枝分かれ（サクソン法の正当化／サクソン法もまた略奪と暴虐の一形態）…いかなる主権形態も、いかなるタイプの権力も、自然法と主権の形成のタームではなく、一方の他方への支配関係の無定形の一そして無限定的に歴史的な一運動として分析されなければならないという観念が定式化される

## 二項図式と政治的歴史主義 p109, L19

- 二項図式：政治行動のプログラム／歴史的な知の探究として、政治的な様式および歴史的な様式で働く
  - 民族性（ナショナリティ）の事実、すなわち、言葉、出身地、先祖の慣習、共通の過去の厚み、旧い法の存在、旧い法律の再発見に結びつき得た
- ・ 現在の制度を、巧みにかつ偽善的にしかし暴力的に人種間で繰り広げられる対決と戦争のタームで分析することを可能にした
  - 反乱は一種の歴史的必然として正当化される
- ・ 反乱は一定の社会秩序、すなわち戦争の秩序に対応したもので、反乱は戦争に終止符をうつ最後の出来事であるとされた

## ホッブズが排斥したかったもの p110, L14

- 反乱の論理的かつ歴史的な必然性が一大歴史分析の内部に書き込まれるようになった
- ・ 戦争を社会的諸関係の恒常的な性質として、制度とシステムの横系かつ秘密としてあぶりだす
- ホッブズの大敵：国家の主権を創設する法的-哲学的言説全体の敵——イギリスの征服——に対抗

### ■ 政治歴史主義の障害

1/2：ホッブズの哲学的-法的言説@17世紀

1/2：弁証法的唯物論@19世紀

- 
- ◆ 前回テキストにあった「ヨーロッパの歴史的な知の成立」や「知の領域および内容のたえざる干渉と生産」（p80）について、具体的に「こういうことか」と納得できるような気がした。必ずしもここでの“知”がポジティブな意味を持たないのは、ある一つの歴史的事実？も、どのような「真理」を守ろうとするか次第で、いかようにも解釈を変えて、正当化の材料にされてしまうためなのかもしれない、と感じた。
    - 「知」がどのように扱われるのか・扱うべきなのか、イデオロギーを説明するために使われるのでは決まていないような知のありよう、何のために（何を守るために）、知を求めるのか……学ぶことの意味・意義を改めて考えさせられるような気がした。
  - ◆ ホッブズの言説もまた、「議会派の言説」と近いものがあるとされていたが、二項図式／政治歴史主義によるものといえるのだろうか？なぜ「法的-哲学的言説」と位置付けられるのかがよくわからなかった。（ホッブズは、清教徒革命がおこる少し前にフランスに亡命し、イングランド内戦後に『リヴァイアサン』を刊行したらしい≒ほぼ王の言説・議会派の言説・水平派、開拓派の言説が展開された時期と同時代）
    - 1076/1/21の講義で理性の側（空想や策略や悪人の側：上方の幻想と悪意に結びついた合理性；p57）にも「真理」がある、という話があったがそれを連想するような…
  - ◆ フーコーのいう「戦争」とは、ホッブズのいう「戦争状態」も含まれているのだろうか。水平派・開拓派のいう議論を聞いていると、何を以て戦争とみなすのかは、その人次第にすら思えてくる。